

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)

項 目 名		障害福祉報酬改定に伴う税制上の所要の措置	
税 目		所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税	
要 望 の 内 容	令和 9 年度障害福祉報酬改定について、障害福祉報酬改定検討チーム等で検討を行っており、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。		
		平年度の減収見込額	- 百万円
		(制度自体の減収額)	(- 百万円)
		(改 正 増 減 収 額)	(- 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に対する支援の充実を図る。		
	(2) 施策の必要性 障害福祉サービス等の運営基準や報酬については、3年に1回、定例の改定を行っている。次期定例改定は令和9年度であるため、今年度、障害福祉報酬改定検討チーム等で検討を行っているところであり、その検討結果を踏まえて所要の税制改正を行う必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標 1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること 政策目標 1－1 障害者の地域生活や就労を総合的に支援すること
		政策の達成目標	障害福祉サービスの充実等、障害者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援することにより、地域社会における共生の実現を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	－
		同上の期間中の達成目標	－
	有効性	政策目標の達成状況	－
		要望の措置の適用見込み	－
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	障害福祉報酬改定に伴う税制上の所要の措置により、障害者等に対する支援の充実を図る。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	－
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	障害福祉報酬改定に伴う税制上の所要の措置を講じることは、障害福祉サービス等の利用者やその家族、障害福祉事業者の税負担の均衡を図る観点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考える。

			また、税制上の措置を講じることで、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		—	